

多重債務問題の解決を支援しようと、県は24日から12月1日まで、県内17か所で「借金に関する無料法律相談会」を開催する。相談は予約制で、地元の弁護士が応じる。県消費生活センターでは「新型コロナウイルス感染症の影響で生活に困窮するケースも見られる。一人で悩まずに、信用できる機関に相談することが早期の解決につながる」と、利用を呼び掛けている。

同センターによると、複数の金融機関から返済能力を超えた借金をしてしまう多重債務問題は深刻な状況が続いている。ギャンブル依存症のほか、今年は新型コロナウイルスの影響も危惧されており、多額の借入残高のある人が相当数いるとみられる。

多重債務に陥ると、個人の知識や努力だけでは解決がきわめて困難とされ、返済が不可能な場合、法的な手続きの検討が必要になる。債務整理の方法としては、「任意整理」「特定調停」「個人版民事再生」「自己破産」があり、どの方法がよいかは法律の専門家に相談するのが近道だ。

同センターでは「多額の借金でも解決する方法は必ず見つかる。返済などで悩んでいる場合、ぜひ相談会を利用してほしい」としている。

24日の予約は20日午後1時まで受け付ける。問い合わせは、県消費生活センター（023-624-0999）へ。